

第1章 計画の概要

1-1 みどりの基本計画改定の趣旨

(1) みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条の規定に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、みどりに関する総合的な計画です。主として、都市計画区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

本計画では、都市公園や近郊緑地保全地域などの都市計画制度に基づく施策と公共施設や民有地の緑化、みどりに関する普及啓発活動や、ボランティア活動の推進などの都市計画制度によらない幅広い施策や取組を位置付けています。

(2) 改定の目的

本市では、平成13年度（2001年度）を現況調査基準に設定し、おおむね20年後を見据えた計画として、平成18年（2006年）3月に「新座市緑の基本計画」（以下「前計画」という。）を策定して、みどりの保全と緑化の推進に取り組んできました。この前計画については、令和2年度（2020年度）を最終目標年次としていたことから、改定に向けて検討を進めていました。しかし、令和2年度（2020年度）に策定予定であった本市の最上位計画である第5次新座市総合計画が新型コロナウイルス感染症等の影響により、策定が2年先送りになったことに伴い、第5次新座市総合計画と整合を図る必要がある本計画についても、改定を2年先送りすることとしました。

この度、社会情勢の変化や本市のみどりを取り巻く状況の変化に対応し、これからの本市のみどりに対する考え方や方針を示すため、本計画の改定を行いました。

改定のポイント

- ① 前計画の計画期間満了（令和2年度（2020年度））に伴う改定
- ② 上位計画にあたる「第5次新座市総合計画」の策定及び「新座市都市計画マスタープラン」の改定等を踏まえた改定
- ③ 前計画の策定から約16年が経過して、法制度や新座市のみどりを取り巻く状況、市民ニーズ等の変化に対応した改定
- ④ 前計画の進捗状況等を踏まえて、基本理念、基本方針等の見直し、新たな目標の設定や具体的施策の見直しを行う改定

新座市みどりの基本計画とSDGsの関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標です。この目標では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）が掲げられています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本市でも、本計画における取組により、持続可能なまちづくりを通じて、SDGsへの貢献を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画と関連するゴール（目標）



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



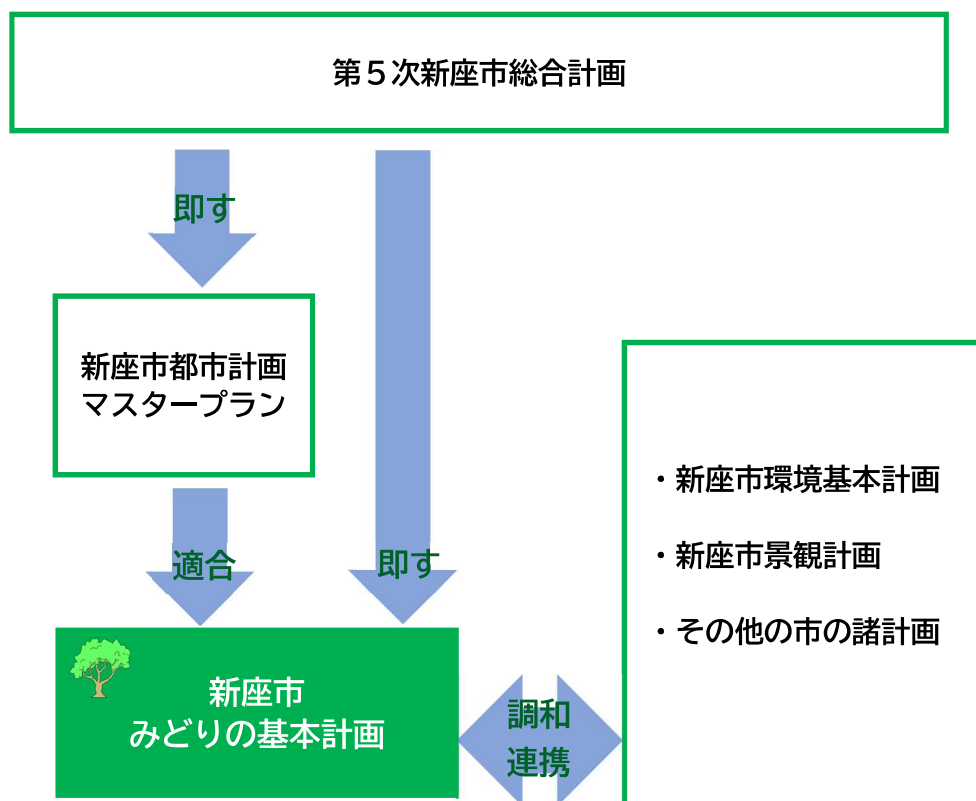
15 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

1-2 計画の位置付け

本計画は第5次新座市総合計画を上位計画としています。
みどりの基本計画と他の諸計画との関係は、以下のとおりです。



1-3 対象とするみどり

本計画で対象とするみどりは、将来においても自然的環境を有し、オープンスペースで簡単に形状が変更されないことを前提として、次のとおり、植物が育成する土地及びこれらと一体となった水面やオープンスペース等とします。

施設緑地

都市公園

街区公園、運動公園、歴史公園、都市緑地、緑道

公共施設

児童遊園、ポケットパーク、ミニパーク、学校、道路等

民間施設

自主管理公園、社寺林、民間グラウンド

地域制緑地

法によるもの

近郊緑地保全地域、近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法）
特別緑地保全地区（都市緑地法）
生産緑地地区（生産緑地法）
地域森林計画対象民有林（森林法）
河川区域（河川法）
国指定天然記念物（文化財保護法）

条例によるもの

みどりの保全協定緑地、市指定保存樹林等

その他

農地

レジャー農園、生産緑地地区以外の農地

その他の緑

屋敷林、生け垣、庭の植栽や施設内の緑などの、持続性が担保されていない小規模なみどり

このようにみどりを広い概念でとらえていることを示すために、本計画では、ひらがなの「みどり」と表記することとします。

※ただし、緑化や緑地などの単語中の「緑」や「新座市緑の保全巡視員」など、条例や要綱で規定されているものについては、漢字表記とします。



新座駅南口公園



市街地のみどり
(ふるさと小道)



街路樹
(ひばり通り)



特別緑地保全地区
(妙音沢)



野鳥の森
(野火止緑地総合公園)



農地
(野火止の台地)



黒目川沿いの緑

1-4 計画の枠組み

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から、令和24年度（2042年度）までの20年間とします。

なお、社会情勢やみどりを取り巻く状況の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画対象地域

みどりの基本計画は、都市計画区域を計画対象とすることとされており、本市では全域を都市計画区域としていますので、本計画の計画対象地域を本市全域とします。

(3) 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

第1章 計画の概要

みどりの基本計画改定に当たり、その目的や位置付けなど、計画の概要を説明します。

第2章 新座市の概況とみどりの現況

本市の概況や、みどりの現況及び市民意向調査結果を説明します。

第3章 計画の達成状況と課題

前計画の計画目標の達成状況や、第2章で整理した現況及び市民の意向などから課題の抽出を行います。

第4章 計画の基本方針と目標

本計画の基本理念、みどりの将来像、基本方針及び計画目標を説明します。

第5章 みどりのまちづくり施策

基本方針ごとの施策を説明します。

第6章 みどりの配置方針

みどりの役割ごとの総合的なみどりの配置方針について説明します。

第7章 緑化重点地区の計画

本計画で重点的に緑化を推進する地区について説明します。

用語集

本計画で扱う用語について説明します。

1-5 みどりの役割

みどりは、美しい景観を構成する空間的な役割だけでなく、地域の歴史・風土、生活文化の形成、人々の心身の健康の増進など、豊かで健全な生活を営む上で重要な役割を担っています。

こうしたみどりの必要性を系統立てて整理すると、みどりには、環境保全（生物多様性を含む）、レクリエーション、防災、景観構成の機能があります。

【環境保全系統】

良好な生活環境を形成する

- ・魅力あるまちをつくる
- ・多様な生き物の生息地となる
- ・ヒートアイランド防止や環境負荷軽減等に寄与する

【レクリエーション系統】

コミュニティ活動などの触れ合いや憩いの場を形成する

- ・地域コミュニティをつくる
- ・スポーツや文化活動などの様々な活動の場を与えてくれる
- ・自然観察など自然と触れ合える

【防災系統】

災害から守る

- ・自然災害を防止する
- ・火災の延焼を防ぐ
- ・公園、グラウンド等は避難場所となる

【景観構成系統】

親しみのある魅力的な都市景観を形成する

- ・まち全体に潤いと安らぎを与える
- ・季節の彩りを与える
- ・歴史的、郷土的な景観を形成する



市民体育祭
(総合運動公園)



桜の季節
(栄緑道)



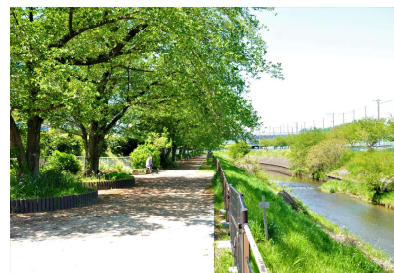
樹木プレート作り
(HUG ネット事業)



畑中黒目川公園



新座市緑の再生広場



黒目川沿いの遊歩道

